○外務省告示第七十一号

平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月十五日外務省告示第百二十八号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十九年三月十二日	平成二十年九月十七日
ニウエ	平成二十四年五月十八日	平成二十四年八月十八日
チリ共和国	平成二十八年十月六日	平成二十九年一月六日
トーゴ共和国	平成二十九年二月六日	平成二十九年五月六日
ウクライナ	平成二十九年六月十五日	平成二十九年九月十五日

平成三十年三月七日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第七十二号

平成十六年二月十三日にロンドンで作成された「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十九年五月三十一日外務省告示第百八十六号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
オーストラリア連邦	平成二十九年六月七日	平成二十九年九月八日
アルゼンチン共和国	平成二十九年八月二日	平成二十九年十一月二日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
アラブ首長国連邦	平成二十九年六月六日	平成二十九年九月八日
バハマ国	平成二十九年六月八日	平成二十九年九月八日
シンガポール共和国	平成二十九年六月八日	平成二十九年九月八日
ギリシャ共和国	平成二十九年六月二十六日	平成二十九年九月二十六日
ホンジュラス共和国	平成二十九年七月十日	平成二十九年十月十日
マダガスカル共和国	平成二十九年七月二十七日	平成二十九年十月二十七日
マルタ共和国	平成二十九年九月七日	平成二十九年十二月七日
ジャマイカ	平成二十九年九月十一日	平成二十九年十二月十一日
ポルトガル共和国	平成二十九年十月十九日	平成三十年一月十九日
セーシェル共和国	平成二十九年十一月二十七日	平成三十年二月二十七日

平成三十年三月七日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第七十三号

平成三十年二月二十二日にアスタナで、中央アジアにおける暴力的過激主義防止のためのコミュニティ強靭化及び域内協力促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中央アジアにおける暴力的過激主義防止のためのコミュニティ強靭化及び域内協力促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億八千八百万円

3　署名者

日本側　川端一郎在カザフスタン大使

国際連合開発計画側　下村憲正在カザフスタン事務所代表

平成三十年三月七日

外務大臣　河野　太郎

○外務省・財務省・国土交通省告示第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項及び二の項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件（平成二十九年外務省・財務省・国土交通省告示第二号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月七日

外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件の一部を改正する告示

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件（平成二十九年外務省・財務省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第5　武器関連の物資 1～121　［略］ 122　繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次の(1)又は(2)に該当するもの（次の(3)又は(4)に該当するものを除く。） (1)　［略］ (2)　次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの ア　［略］ イ　135(3)に該当するもの (3)・(4)　［略］ 123～138　［略］	**別表第5**　武器関連の物資 1～121　［略］ 122　繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次の(1)又は(2)に該当するもの（次の(3)又は(4)に該当するものを除く。） (1)　［略］ (2)　次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの ア　［略］ イ　70(3)に該当するもの (3)・(4)　［略］ 123～138　［略］